

遠野市災害廃棄物処理マニュアル概要版

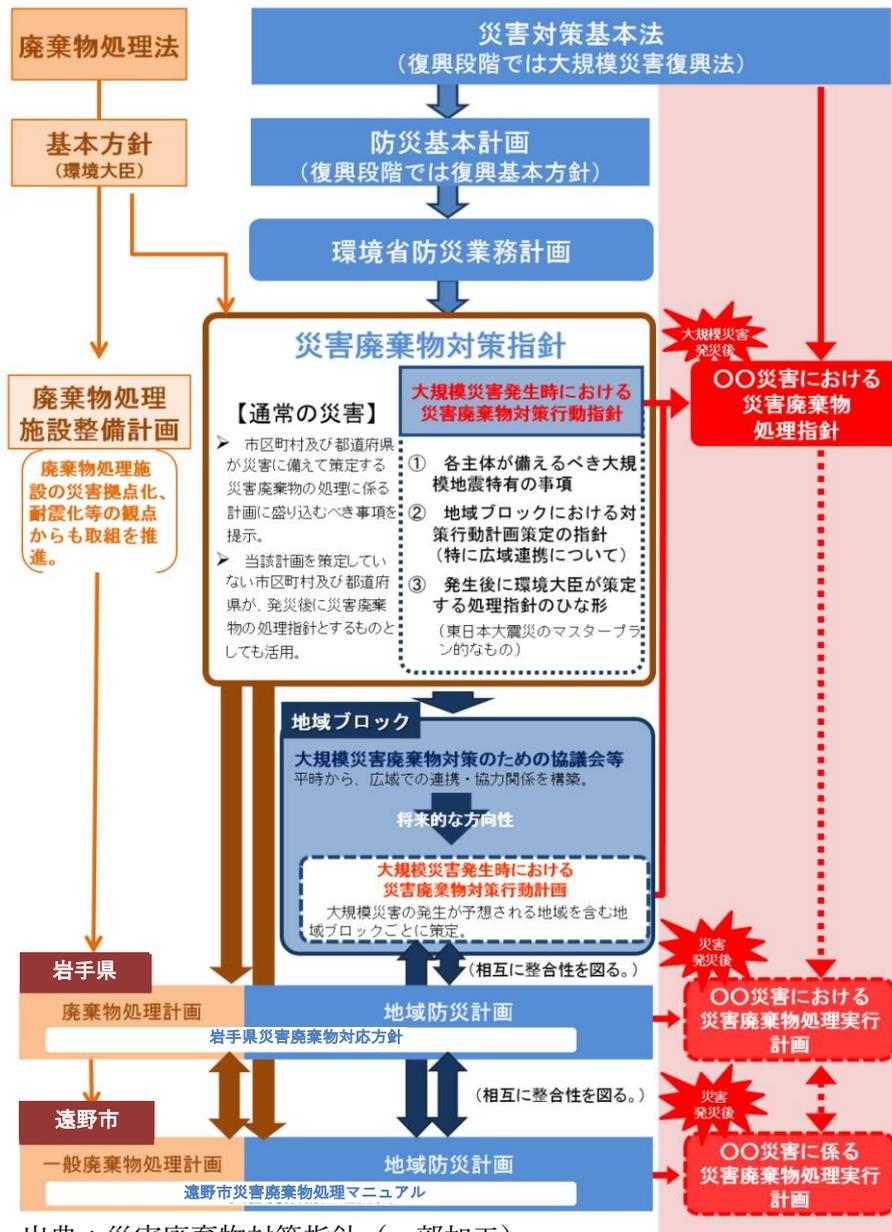
I マニュアル策定の目的と位置付け

1 マニュアル策定の目的

本マニュアルは、災害廃棄物処理の具体的な対応などを定め、発災時には通常の一般廃棄物の処理を継続的に実施しつつ、併せて災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行い、被災地域における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び復旧・復興に資するものである。

2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定）、岩手県災害廃棄物対応方針（平成 28 年 3 月策定）を踏まえ、遠野市地域防災計画、遠野市業務継続計画（BCP）等を補完し、国が示す市区町村災害廃棄物処理計画に当たるものとして定めるものである。



出典：災害廃棄物対策指針（一部加工）

II 基本的な事項

1 対象とする災害と廃棄物推計量

本マニュアルで対象とする災害は、地震災害、水害及びその他自然災害とするとともに、次の災害が発生が予測される想定災害とし、発生量を推計する。

種類	発生量 (t)	
	想定災害 1 (水害)	想定災害 2 (地震)
	洪水被害により、住家被害が全半壊 5 棟、床上浸水 35 棟、床下浸水 270 棟程度発生	地震 (震度 6 弱) により、住家の一部損壊や半壊が 1,000 戸程度発生
可燃物	186	2,560
不燃物	186	8,960
コンクリートがら	537	18,560
金属類	68	960
柱角材	56	960
計	1,033	32,000

〔参考〕東日本大震災発生量 (市庁舎解体含む) 4,345 t 令和元年度ごみ排出量 8,553 t

2 対象とする災害廃棄物

種別	種類
災害に伴う廃棄物	木くず コンクリートがら等 金属くず 可燃系廃棄物 不燃系廃棄物 腐敗性廃棄物 廃家電 廃自動車等 有害廃棄物・危険物 その他処理が困難な廃棄物
生活に伴う廃棄物	生活ごみ 避難所ごみ し尿

3 災害廃棄物の処理主体

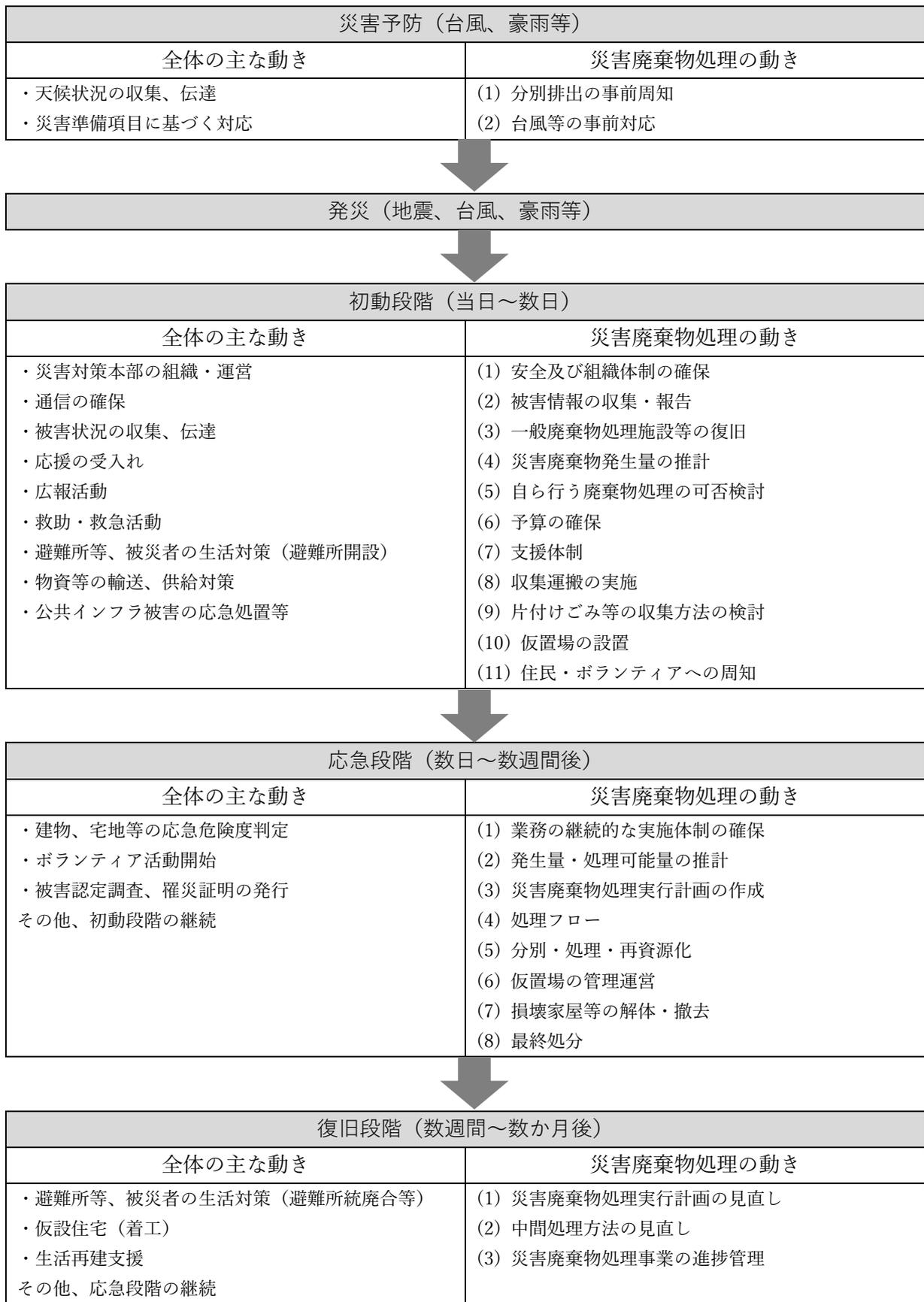
- 市は、一般廃棄物の処理責任を有していることから、極力自らの地域内及び加入している一部事務組合において災害廃棄物処理に努める。
- 自らの廃棄物処理施設若しくは加入する一部事務組合の廃棄物処理施設が被災等により、市で処理が行えないと判断した場合には、廃棄物処理施設を有する民間事業者の協力を得るほか、県その他自治体に支援要請を行う。

III 組織及び協力体制

市災害対策本部が設置された場合は、環境班及び土木班に災害廃棄物処理担当を置き、業務を執る。

班	担当	業務
環境班	総務担当	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
		関連情報の集約、災害対策本部等との連絡調整
		岩手中部広域行政組合との連絡調整
		市民広報、相談・苦情の受付
		国庫補助金の手続き、実行計画策定と見直し
廃棄物担当	生活ごみ	避難所及び家庭排出のごみ収集・処理
	し尿	仮設トイレの設置・維持管理、し尿収集
	事業者指導	事業者指導
	仮置場	仮置場の設置、運営管理、環境影響対策
	施設担当	処理施設復旧、必要機材確保、点検
土木班	障害物除去担当	がれき等の撤去 (道路啓開、家屋の解体撤去)

IV 発災時における廃棄物処理対応の流れ

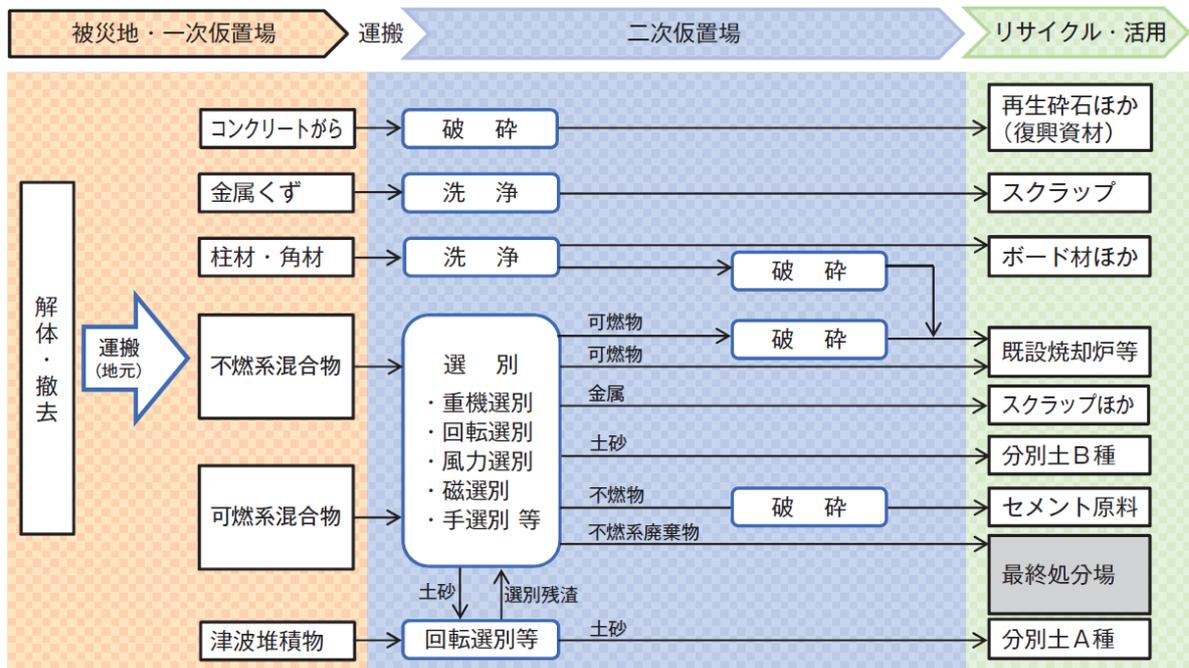


V 災害廃棄物対策

1 災害に伴う廃棄物の処理

災害に伴う廃棄物は、処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況に応じて、被災現場における解体・撤去から分別、中間処理、最終処分・再資源化などの処理を行う。

(1) 処理フロー



(2) 一次仮置場の設置

ア 一次仮置場の設置

片付けごみ等の災害に伴う廃棄物は発災翌日から排出されることもあることから、初動段階に発生量を推計し、当該ごみが多量に発生すると想定される場合は、仮置場候補地リストを活用し、必要面積の推計値及び選定要件を勘案の上、災害対策本部の決定を経て、災害発生後数日以内に開設する。

一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が被災家屋等から出た災害廃棄物を自ら持ち込む場所 ・道路啓開により除去した災害廃棄物を一時的に置く場所
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・業者により手選別又は機械選別を行う場所 ・仮設（移動）破砕施設、仮設焼却施設を設置し、処理を行う場所 ・資材化、再資源化、最終処分までの時間調整するための保管場所

イ 仮置場の管理

廃棄物の混合状態が増加すると、その後の処理で多くの手間と費用が生じることから、適正分別の案内をするとともに、火災予防、便乗ごみ排出防止、土壌汚染対策などの対策を図るほか、搬入・搬出量、処分量などの量的管理に努め、進捗管理を行う。

(3) 分別・処理・再資源化

- ・今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行うとともに、分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。
- ・被災自動車、太陽光発電パネル、蓄電池、腐敗性廃棄物、石綿等の危険物・有害廃棄物、適正処理困難物などについては、廃棄物の種類に応じて、安全性に配慮した保管、早期の処分を行うほか、災害廃棄物対策指針等を参考に適切な処理を行う。

(4) 損壊家屋等の解体・撤去

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。

(5) 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物及び焼却処理によって発生する焼却灰は、市最終処分場に埋め立てることを基本とする。

2 生活に伴う廃棄物の処理（ごみ・し尿）

(1) 仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬

上下水道が使用不可能なときなどの場合は、影響人数から仮設トイレ設置数を推計の上、早急に仮設トイレを確保・設置し、収集運搬を手配する。

(2) 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の収集運搬

生活ごみ、避難所ごみ及びし尿は、発災後、市業務継続計画に定める時期までに収集運搬及び処理を開始するほか、多量の災害廃棄物の発生、市一般廃棄物処理施設の被災などにより平常時の収集運搬体制では収集できないときは、県、他市町村、廃棄物処理業者に支援要請を行う。

VI その他

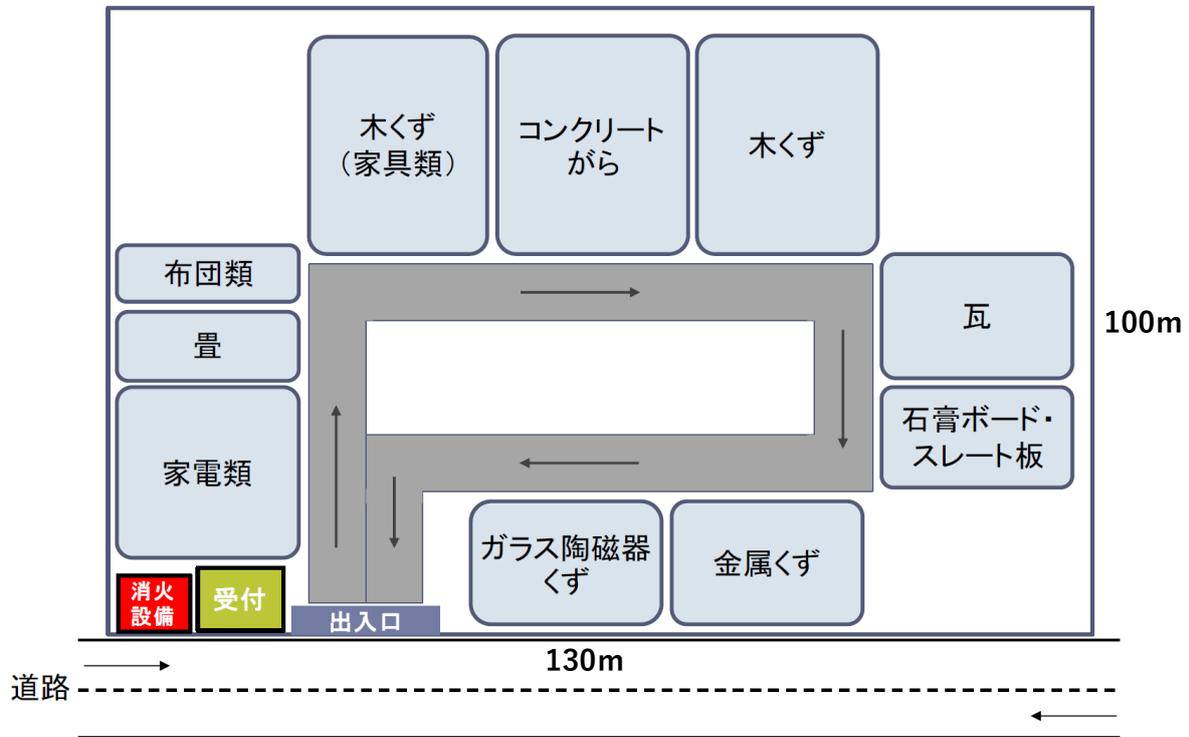
1 職員への教育訓練（平常時に実施）

2 国庫補助金の活用

【参考】仮置場の必要面積・レイアウト例

$$\begin{aligned}
 & \text{可燃物発生量 (t)} \times \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} + \text{不燃物発生量 (t)} \times \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \\
 & \left(\boxed{2,560} \times \boxed{0.4} + \boxed{29,440} \times \boxed{1.1} \right) \\
 & \div \text{積み上げ高さ (m)} \times \text{作業スペース加算(※)} = \text{必要面積 (m}^2\text{)} \\
 & \div \boxed{5} \times \boxed{2} = \boxed{13,363}
 \end{aligned}$$

(※) 廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペース（車両走行、分別等作業）を加算



(出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成 29 年 3 月環境省東北地方環境事務所）)